

在宅医療・訪問リハビリサービス等重要事項説明書

在宅医療・訪問リハビリサービス重要事項説明書

あなたに対する在宅医療・訪問リハビリサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称 : 亀田ファミリークリニック館山
主たる事務所の所在地 : 千葉県館山市正木4304番地9
法人種別 : 医療法人 鉄蕉会
代表者名 : 理事長 亀田隆明
電話番号 : 0470-20-5520(代表)

介護保険法令に基づき千葉県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類

1) 居宅療養管理指導(医師・管理栄養士)

2) 訪問看護・訪問リハビリ

各事業所につき介護保険法令に基づき千葉県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)

亀田ファミリークリニック館山 (第1213610870号)

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称 : 亀田ファミリークリニック館山
指定番号 : (第1213610870号)
所在地 : 千葉県館山市正木4304番地9
電話番号 : 0470-20-5520 (代表)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

- ① 在宅療養を希望する方の訪問診療・居宅療養管理指導・管理栄養士指導
- ② 在宅療養を希望する方の訪問看護・訪問リハビリ

(2) 運営の方針

- ①要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう配慮してサービス提供を行う。
- ②利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切に訪問リハビリを提供する。
- ③サービスの提供に当たっては意思および人格を尊重し常に利用者の立場に立って行う。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員数:勤務の体制および業者の職種

医師23名(常勤:23名・非常勤:0名) :昼勤(午前8時00分～午後5時00分)

看護師0名(常勤:0名・非常勤:0名) :昼勤(午前8時00分～午後5時00分)

理学療法士2名(常勤:0名・非常勤:2名) :昼勤(午前8時00分～午後5時00分)

作業療法士1名(常勤:0名・非常勤:1名) :昼勤(午前8時00分～午後5時00分)

5. 営業時間

営業日 :毎週月曜日から金曜日まで

営業時間 :午前8時00分～午後5時00分

(但し、往診においては、24時間連携を要するものとし土日祝日等問わず、別紙の緊急時連絡方法により患者様からの対応をいたします。)

6. 利用料

別紙参照

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口

1) 亀田ファミリークリニック館山 在宅管理者

ご利用時間 :月曜日から金曜日—午前8時00分～午後5時00分

ご利用方法 :電話0470-20-5520(代表)

面接場所 :亀田ファミリークリニック館山内にて

2) 亀田総合病院 カスタマーコンタクトセンター

ご利用時間 :月曜日から土曜日—午前9時00分～午後5時00分

ご利用方法 : 電話04-7099-1246
(日・祝日・年末年始(12/30~1/3)を除く)

面接場所 : Kタワー1階

3) 千葉県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口

ご利用時間 : 午前9時~正午、午後1時~午後5時
(土・日・祝日・年末年始は除く。)

ご利用方法 : 電話043-254-7428(苦情相談専用)

アドレス : <https://www.kokuhoren-chiba.or.jp/care/08.html>

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先にも連絡いたします。

利用者の主治医: 氏名 _____

主治医医療機関の名称: _____

所在地: _____

電話番号: _____

20 年 月 日

事業所
千葉県鴨川市東町929番地
医療法人鉄蕉会
理事長 亀田 隆明 印

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印